

第116回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時
（受付開始時間：午前9時00分）

場所

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
郵船ビルディング5階
当社本店会議室

書面（議決権行使書用紙）および
インターネット等による議決権行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分まで



関東電化工業株式会社

証券コード：4047

目次

第116回定時株主総会招集ご通知	1
・ 事業報告	5
・ 連結計算書類	29
・ 計算書類	32
・ 監査報告書	35
株主総会参考書類	41
・ 議案 取締役12名選任の件	

証券コード 4047
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日2023年6月6日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
関東電化工業株式会社
代表取締役社長 長谷川 淳一

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第116回定時株主総会招集ご通知」および「第116回定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kantodenka.co.jp/ir/general.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使のご案内」にしたがって、2023年6月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
郵船ビルディング5階 当社本店会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第116期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第116期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役12名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。
 3. 政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更により、マスク着用は個人の判断に委ねられることとなりましたが、本定時株主総会に出席される株主様は、体調や感染リスク回避も勘案のうえ、マスク着用の要否をご判断くださいますよう、お願い申し上げます。
 4. 株主総会資料の電子提供制度が開始されましたが、株主様の混乱を避けるため、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
 5. 電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
・連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」
 6. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席されない株主様



1. 郵送(書面)にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

※議案について賛否をご表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

▶ 行使期限：2023年6月28日(水曜日) 午後5時30分 到着分まで



2. インターネット等にて議決権を行使いただく場合

当社が指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使方法については **次頁** をご参照ください。

【インターネット等による議決権行使の際の注意点】

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

▶ 行使期限：2023年6月28日(水曜日) 午後5時30分 入力分まで

株主総会にご出席される株主様



当日会場受付に同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。(ご捺印は不要です)

▶ 株主総会開催日時：2023年6月29日(木曜日) 午前10時 受付開始時刻 午前9時

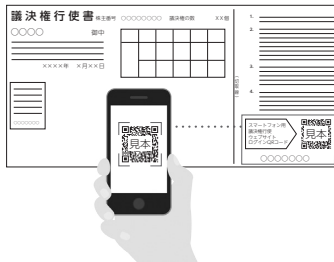
インターネット等※による議決権行使のご案内

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

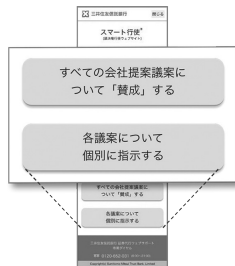
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

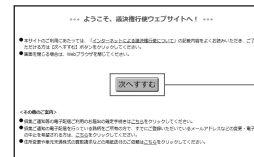
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

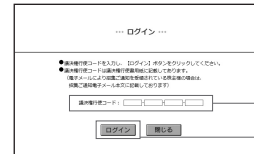
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、各種政策の効果により緩やかな持ち直しの動きが見られたものの、原燃料価格の上昇や急速な為替変動等もあり、依然として厳しい状況にありました。海外においても、ウクライナ情勢の長期化や金融資本市場の変動等による景気の下振れリスクに留意する必要があり、先行き不透明な状況が続きました。

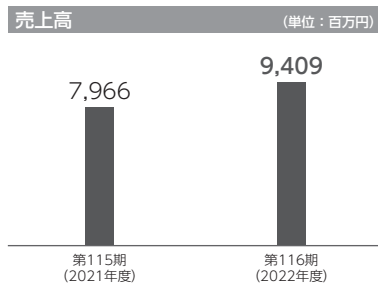
化学工業におきましても、原燃料価格や物流費の上昇に加え、半導体・電子材料業界の生産調整の影響等もあり、引き続き厳しい事業環境にありました。

このような情勢下におきまして、当社グループは、基礎化学品事業、精密化学品事業および鉄系事業の収益力を強化するとともに、当社の強みであるフッ素関連技術を活かした新規製品の開発に取り組んでまいりました。

当期の売上高は、主に精密化学品事業部門が増収となったため、786億75百万円と前期に比べ163億88百万円、26.3%の増加となりました。損益につきましては、原燃料費や減価償却費は増加したものの、主に精密化学品事業部門の増収効果により、経常利益は、136億79百万円と前期に比べ25億34百万円、22.7%の増加となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、93億82百万円と前期に比べ16億20百万円、20.9%の増加となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

基礎化学品事業部門



無機製品

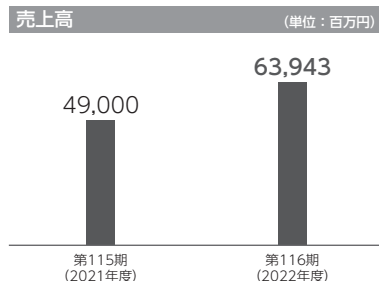
か性ソーダおよび塩酸は、販売数量は減少したものの価格修正効果により、前期に比べ増収となりました。

有機製品

トリクロールエチレンおよびパークロールエチレンは、販売数量は減少したものの価格修正効果により、前期に比べ増収となりました。

以上の結果、基礎化学品事業部門の売上高は、94億09百万円となり、前期に比べ14億42百万円、18.1%の増加となりました。営業損益につきましては、営業利益3億25百万円となりました（前期は営業損失69百万円）。

精密化学品事業部門



特殊ガス製品

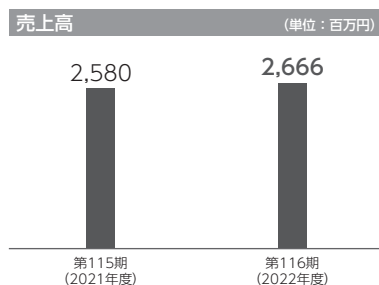
半導体用特殊ガス類につきましては、三フッ化窒素は、販売数量は減少したものの価格修正効果により、前期に比べ増収となりました。六フッ化タンブステンおよびヘキサフルオロ-1,3-ブタジエンは、販売数量の増加により、前期に比べ増収となりました。

電池材料製品

電池材料の六フッ化リン酸リチウムは、価格修正効果により、前期に比べ増収となりました。

以上の結果、精密化学品事業部門の売上高は、639億43百万円となり、前期に比べ149億43百万円、30.5%の増加となりました。営業損益につきましては、営業利益114億50百万円となり、前期に比べ14億07百万円、14.0%の増加となりました。

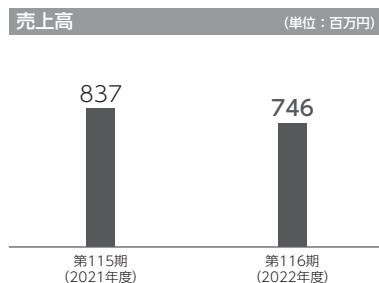
鉄系事業部門



複写機・プリンターの現像剤用であるキャリアーは、新規製品への切り替えが進んだため、前期に比べ増収となりました。鉄酸化物は、着色剤の販売減少により、前期に比べ減収となりました。

以上の結果、鉄系事業部門の売上高は、26億66百万円となり、前期に比べ86百万円、3.4%の増加となりました。営業損益につきましては、営業利益6億85百万円となり、前期に比べ1億45百万円、27.0%の増加となりました。

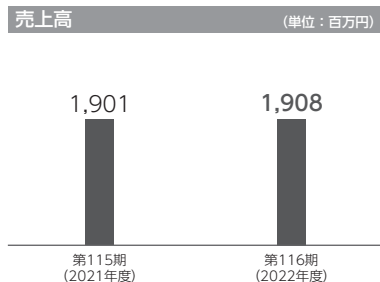
商事事業部門



商事事業につきましては、化学工業薬品の販売減少により、前期に比べ減収となりました。

以上の結果、商事事業部門の売上高は、7億46百万円となり、前期に比べ91百万円、10.9%の減少となりました。営業損益につきましては、営業利益1億99百万円となり、前期に比べ4百万円、2.6%の増加となりました。

設備事業部門



化学設備プラントおよび一般産業用プラント建設の売上高は、請負工事の増加により前期に比べ増収となりました。

以上の結果、設備事業部門の売上高は、19億08百万円となり、前期に比べ6百万円、0.4%の増加となりました。営業損益につきましては、営業利益6億02百万円となり、前期に比べ2億22百万円、58.7%の増加となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

設備投資の総額は、166億24百万円でありました。

その主な内容は、特殊ガス製品の製造設備増強などでありました。

これらの所要資金は、自己資金および借入金により賄いました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果により緩やかに持ち直していくことが期待されますが、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスク、世界的な地政学リスク、金融資本市場の変動リスク等に留意する必要があります。先行きの不透明感は依然として強く、経営環境は厳しい状況が続くものと思われま

す。このようななか、当社グループは、2022年度より、新中期経営計画「Dominate 1000～持続的成長と競争力育成～」をスタートさせております。本計画においては、2024年度連結売上高1,000億円達成を目標とし、「精密化学品事業の拡大推進」、「生産技術力の底上げ」、「人材育成充実」、「社会的価値向上」を図っていきます。

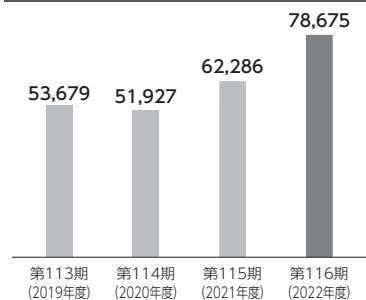
また、「安全第一主義」、「稼働関東電化の実現」、「全員開発」を企業活動の基本課題とし、2030年のありたい姿を見据え、安定した経営基盤のもと、安全で働きがいを実感できる環境を提供し、独自性・優位性のある製品で世界最先端の技術を支え、サステナブルな社会に貢献する「創造的開発型企業」を目指していきます。

株主各位におかれましては、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

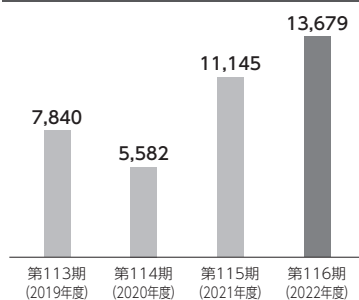
(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第113期	第114期	第115期	第116期
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
売上高 (百万円)	53,679	51,927	62,286	78,675
経常利益 (百万円)	7,840	5,582	11,145	13,679
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,021	3,605	7,762	9,382
1株当たり当期純利益	87円29銭	62円73銭	135円12銭	163円32銭
総資産 (百万円)	84,061	92,324	109,902	130,762

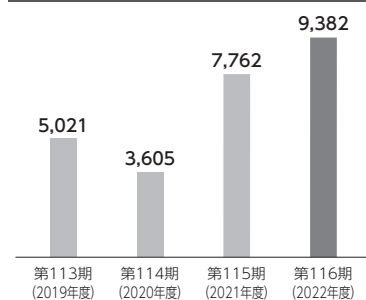
売上高 (単位：百万円)



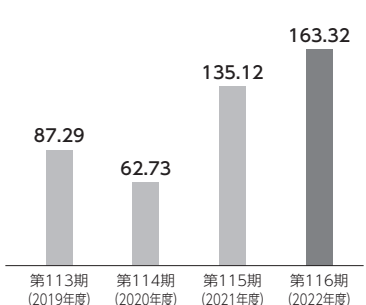
経常利益 (単位：百万円)



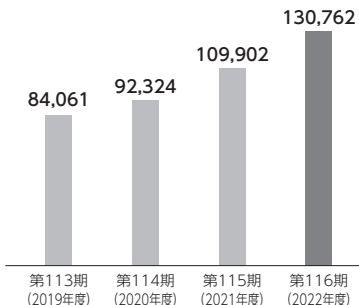
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



(5) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
関電興産株式会社	10百万円	100.0%	化学工業薬品の販売および容器整備
株式会社上備製作所	120百万円	49.4%	化学工業用設備の製作販売
森下弁柄工業株式会社	27百万円	100.0%	鉄酸化物の製造販売
関東電化KOREA株式会社	300百万ウォン	100.0%	フッ素化合物の販売
台湾関東電化股份有限公司	7百万NTドル	100.0%	フッ素化合物の販売
関東電化ファインプロダクツ韓国株式会社	42,000百万ウォン	100.0%	フッ素化合物の製造販売
宣城科地克科技有限公司	50百万USDドル	98.3%	フッ素化合物の製造販売

- (注) 1. 2022年度中に森下弁柄工業株式会社が自己株式の取得を行ったため、同社に対する当社の出資比率は、前事業年度末の99.9%から100.0%に増加しております。
2. 森下弁柄工業株式会社は、2023年4月1日付で株式会社関東電化ファインテックへ名称変更しました。
3. 2022年度中に関東電化KOREA株式会社が自己株式の取得および消却を行ったため、同社に対する当社の出資比率は、前事業年度末の90.0%から100.0%に増加しております。

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

セグメント	主要製品等	売上高構成比
基礎化学品事業	(無機製品) か性ソーダ、塩酸、次亜塩素酸ソーダ、塩化アルミニウム等 (有機製品) トリクロールエチレン、パークロールエチレン、塩化ビニリデン、シクロヘキサノール等	12.0%
精密化学品事業	(特殊ガス製品) 六フッ化硫黄、四フッ化炭素、三フッ化メタン、六フッ化エタン、三フッ化窒素、ヘキサフルオロ-1,3-ブタジエン、八フッ化プロパン、六フッ化タングステン、四フッ化ケイ素、三フッ化塩素、八フッ化シクロブタン、モノフルオロメタン、硫化カルボニル、五フッ化ヨウ素等 (電池材料製品) 六フッ化リン酸リチウム、ホウフッ化リチウム等 (他製品) 有機フッ素化合物等	81.3%
鉄系事業	キャリアー、マグネタイト、顔料等	3.4%
商事事業	化学工業薬品販売、容器整備、保険代理店業務等	0.9%
設備事業	工場プラント建設、工場設備保全工事等	2.4%

(7) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

- ①当社 本 店 : 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
 営業所 : 大阪支店、名古屋営業所
 工 場 : 渋川工場 (群馬県)、水島工場 (岡山県)
 研究所 : 総合開発センター (群馬県)、渋川開発室 (群馬県)、
 水島開発室 (岡山県)
- ②子会社 関電興産株式会社 (東京都、群馬県、岡山県)、
 株式会社上備製作所 (東京都、群馬県、岡山県)、
 森下弁柄工業株式会社 (三重県、東京都、大阪府、愛知県)、
 関東電化KOREA株式会社 (韓国)、
 台湾関東電化股份有限公司 (台湾、シンガポール)、
 関東電化ファインプロダクツ韓国株式会社 (韓国)、
 宣城科地克科技有限公司 (中国)

(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

セグメント	従業員数	前期末比増減
基礎化学品事業	39名	8名減
精密化学品事業	555名	58名増
鉄系事業	49名	3名増
商事事業	45名	1名減
設備事業	104名	5名増
全社 (共通)	267名	20名増
合計	1,059名	77名増

(9) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高 百万円
株式会社みずほ銀行	10,484
株式会社群馬銀行	6,851
株式会社中国銀行	5,052
三井住友信託銀行株式会社	4,412
朝日生命保険相互会社	4,010

2. 当社株式に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 200,000,000株

(2) 発行済株式の総数 57,546,050株

(注) 1. 発行済株式の総数には、自己株式22,592株が含まれています。

2. 自己株式には、株式報酬制度の信託口が所有する70,545株は含まれておりません。

(3) 株主数 10,581名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	5,807	10.10
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	4,348	7.56
朝日生命保険相互会社	3,570	6.21
日本ゼオン株式会社	3,550	6.17
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,208	5.58
株式会社群馬銀行	1,600	2.78
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	1,526	2.65
株式会社中国銀行	1,400	2.43
株式会社みずほ銀行	1,202	2.09
株式会社 A D E K A	1,148	2.00

(注) 出資比率は自己株式（22,592株）を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	3,780株	1名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 淳 一	事業本部長、内部監査室担当
取締役常務執行役員	山 口 安 成	技術本部長、資材部担当
取締役執行役員	新 美 和 生	経理財務部、情報システム部担当
取締役執行役員	阿 部 友 紀	事業本部副本部長兼関東電化K O R E A株式会社代表理事
取締役執行役員	浦 本 邦 彦	サステナビリティ推進室、法務・総務部、人事部、業務サポート室担当
取締役執行役員	増 島 亮 司	経営企画部、海外事業推進部担当、経営企画部長
取締役執行役員	滝 川 剛	新製品開発本部長兼水島工場長
取 締 役	松 井 秀 樹	丸の内総合法律事務所共同代表弁護士
取 締 役	杉 山 正 治	
取 締 役	羽 深 等	国立大学法人横浜国立大学名誉教授 国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院非常勤教員
取 締 役	假 屋 ゆう子	日本金属株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	矢 島 武 明	
常 勤 監 査 役	林 政 友	
監 査 役	古 河 直 純	日本ゼオン株式会社名誉会長
監 査 役	池 田 健 一	朝日生命保険相互会社取締役常務執行役員経営企画部、調査広報部、海外・ダイレクト事業部担当

- (注) 1. 取締役松井秀樹氏、杉山正治氏、羽深 等氏、假屋ゆう子氏は社外取締役であります。また、松井秀樹氏、杉山正治氏、羽深 等氏、假屋ゆう子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役古河直純氏、池田健一氏は社外監査役であります。また、古河直純氏、池田健一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 矢島武明氏は銀行業務について長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当該事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。
 退任：2022年6月29日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって、石井冬彦氏は取締役を退任いたしました。
 就任：2022年6月29日開催の第115回定時株主総会において、増島亮司氏、滝川 剛氏、假屋ゆう子氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役との間では、会社法第427条第1項に基づき、同法第

423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社および当社子会社（当社が全株式を保有している子会社を除く）の取締役および監査役を被保険者として以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年10月に更新をする予定です。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。

② 保険料

保険料は全額当社負担としております。

(4) 会社役員の報酬等に関する事項

【取締役および監査役の報酬等の総額】

役員報酬	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	276 (21)	185 (21)	80 (-)	10 (-)	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	52 (11)	52 (11)	- (-)	- (-)	4 (2)
計	328	237	80	10	16

(注) 1. 上記には2022年6月29日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人分給与は含まれておりません。

【取締役の報酬等】

① 取締役の報酬等の基本的な考え方について

当社の取締役の報酬は、業績向上と企業価値向上に向け、健全なインセンティブとなるよう、固定報酬・変動報酬ならびに短期・中長期のバランスに留意して決定するものとしております。

具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、月額報酬（固定部分）、役員賞与（業績連動部分、短期的報酬）、株式報酬（中長期的報酬）により構成し、社外取締役の報酬は、月額報酬のみとしております。

②月額報酬（固定部分）について

月額報酬は、役位（代表取締役会長・社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員、取締役上席執行役員、取締役執行役員、社外取締役）ごとに定めた一定額（金銭）としております。

報酬水準については、業績、他社水準、社会情勢等を勘案し、必要があれば、適宜、見直すこととしております。

- (注) 1. 2007年6月28日開催の第100回定時株主総会にて、取締役の月額報酬の総額（2,400万円以内）について決議しております（同総会終結時点における取締役の員数は10名です）。
2. 取締役執行役員については、月額報酬の他に、使用人分（執行役員分）賞与があります。ただし、使用人兼務役員でない取締役執行役員については、使用人分賞与を毎月の報酬額に上乗せして報酬額を決定しております。

③役員賞与（業績連動部分、短期的報酬）について

事業年度ごとの業績向上に対するインセンティブとして、社外取締役を除く取締役に対して、定常的な収益指標である当社経常利益の一定割合を金銭として、毎年7月に支給しております。具体的には、以下のとおりです。

- ・ 8,000万円を上限として、当該事業年度の当社経常利益の0.8%（百万円未満切捨て）を役員賞与として支給する。ただし、当該事業年度の当社経常利益が10億円未満の場合は、役員賞与は支給しない。なお、当事業年度の当社経常利益は122億円です。
- ・ 役員賞与の支給対象者は、社外取締役を除く取締役全員とする。ただし、業務を執行する期間が当該事業年度の2分の1に達しない取締役を除く。
- ・ 役員賞与の各取締役への配分は、以下のとおりとする。

$$\text{役員賞与の総額} \times \frac{\text{役位のポイント}}{\text{支給対象者全員の役位ポイントの合計}}$$

- (注) 1. 役位ポイントは、取締役会長2.0、取締役社長2.0、取締役副社長執行役員1.5、取締役専務執行役員1.3、取締役常務執行役員1.0、取締役執行役員0.1としております。ただし、当該事業年度中に取締役として在籍しない期間がある場合は、在籍月数（1月末までは1月とする。）を12で除した数値を役位ポイントに乗じたものとしております。また、当該事業年度中に役位の変更があった場合は、月数按分しております。
2. 2007年6月28日開催の第100回定時株主総会にて、取締役の賞与（業績連動報酬）を、8,000万円を上限として当該事業年度の当社経常利益の0.8%とする（ただし、当該事業年度の当社経常利益が10億円未満の場合は支給しない）旨決議しております（同総会終結時点にお

る取締役の員数は10名です)。

④株式報酬（中長期的報酬）について

取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、社外取締役を除く取締役に対して株式交付信託による株式報酬を支給しております。対象期間（5年間）で当社が拠出する金銭は70百万円を上限とし、1事業年度あたり20,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）を上限として、毎年総会日に役位に応じたポイントを付与し、原則として取締役退任時に累計ポイントによって計算した当社株式を支給します。本制度の対象となる取締役については、株式交付規程に基づき、毎年総会日に、役位に応じたポイントを付与し、取締役退任時に累計ポイントによって計算した当社株式を支給します。

(注) 1. 2020年6月26日開催の第113回定時株主総会にて、社外取締役を除く取締役に対し、対象期間（5年間）で当社が拠出する金銭は70百万円を上限とし、1事業年度あたり20,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）を上限として役位に応じたポイントを付与し、原則として取締役退任時に累計ポイントによって計算した当社株式を支給する旨決議しております（同総会終結時点における社外取締役を除く取締役の員数は6名です）。

2. 非居住者取締役は、海外における税制の取扱いを考慮して役員持株会に加入し、役員持株会による株式購入の拠出を行うこととしております。

⑤月額報酬の額、役員賞与（業績連動部分）の額、および株式報酬の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針について

社外取締役を除く取締役の種類別の報酬の割合については、健全なインセンティブとなるよう、固定報酬・変動報酬ならびに短期・中長期のバランスに留意して決定することとしております。なお、種類別の報酬の比率は、当社経常利益の金額および株価によって変わってまいります。過去の業績から計算すると月額報酬が約60～70%、役員賞与が約25～35%、株式報酬が約5%となっております。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項について

取締役の個人別報酬等は、独立社外取締役を含む委員で構成される指名・報酬委員会に報酬案を諮問し、取締役会の決議により決定しております。

⑦取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項について

会社に重大な損害を与えた場合等、当該取締役に対して役員賞与を支給しないことについて相当な理由がある場合は、当該取締役は支給対象者から除くこととしております。

⑧当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記の方針に沿うものであることについて

取締役報酬についての方針（基本方針、各報酬額の個人別決定方法）は、指名・報酬委員

会に諮問のうえ、取締役会の決議によって決定していること、ならびに、取締役の個人別の報酬等は、各報酬額の個人別決定方法によって算出されることから、取締役の個人別の報酬等の内容は、上記方針に沿ったものとなっております。

【監査役の報酬等】

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から月額報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(注) 2007年6月28日開催の第100回定時株主総会にて、監査役の月額報酬は500万円以内と決議しております（同総会終結時点における監査役の員数は4名です）。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼職状況（2023年3月31日現在）

区 分	氏 名	他の法人等における業務執行者、社外役員等の兼職状況
社 外 取 締 役	松 井 秀 樹	丸の内総合法律事務所共同代表弁護士
社 外 取 締 役	杉 山 正 治	
社 外 取 締 役	羽 深 等	国立大学法人横浜国立大学名誉教授 国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院非常勤教員
社 外 取 締 役	假 屋 ゆう子	日本金属株式会社社外取締役
社 外 監 査 役	古 河 直 純	日本ゼオン株式会社名誉会長
社 外 監 査 役	池 田 健 一	朝日生命保険相互会社取締役常務執行役員経営企画部、 調査広報部、海外・ダイレクト事業部担当

- (注) 1. 丸の内総合法律事務所は当社の顧問先であり、当社は同事務所に対し、弁護士報酬の支払いをしております。
2. 当社と国立大学法人横浜国立大学および日本金属株式会社との間には、重要な取引その他の特別な関係はありません。
3. 日本ゼオン株式会社は、当社株式を3,550千株（出資比率6.17%）保有しています。また、同社グループと当社グループとの間には取引がありますが、2022年度の取引額は、当社連結売上高の1%未満であります。
4. 朝日生命保険相互会社は、当社株式を3,570千株（出資比率6.21%）保有しています。また、当社は、朝日生命保険相互会社より融資を受けております。

②当事業年度における主な活動状況

(ア)社外取締役

氏名	取締役会への出席状況	活動状況
松井 秀樹	14回中13回	松井秀樹氏は、弁護士として企業法務に長く携わっており、豊富な経験と幅広い識見を有しています。同氏は、取締役会において適宜発言するなど期待に応え、経営監視機能を十分果たしました。
杉山 正治	14回中14回	杉山正治氏は、公認会計士として企業会計に長く携わっており、豊富な経験と幅広い識見を有しています。同氏は、取締役会において適宜発言するなど期待に応え、経営監視機能を十分果たしました。
羽深 等	14回中14回	羽深 等氏は、他企業や大学において技術開発および研究開発に長く携わっており、豊富な経験と幅広い識見を有しています。同氏は、取締役会において適宜発言するなど期待に応え、経営監視機能を十分果たしました。
假屋 ゆう子	10回中9回	假屋ゆう子氏は、取締役として薬品メーカーの経営に長く携わっており、豊富な経験と幅広い識見を有しています。同氏は、取締役会において適宜発言するなど期待に応え、経営監視機能を十分果たしました。

(注) 假屋ゆう子氏は2022年6月29日付で取締役に就任したため、出席対象の取締役会の回数が他の取締役と異なります。

(イ)社外監査役

氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	活動状況
古河 直純	14回中13回	6回中5回	古河直純氏は、国際展開を推進しているグローバルメーカーの会社経営についての豊富な経験を活かして、取締役会および監査役会において、適宜発言を行いました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、監査を行い、監査機能を十分に発揮しました。
池田 健一	14回中14回	6回中6回	池田健一氏は、金融機関における会社経営についての豊富な経験を活かして、取締役会および監査役会において、適宜発言を行いました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、監査を行い、監査機能を十分に発揮しました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度における報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 37百万円

②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 37百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査内容、監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な子会社のうち、関東電化K O R E A株式会社、台湾關東電化股份有限公司、関東電化ファインプロダクツ韓国株式会社および宣城科地克科技有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令および基準等が定める会計監査人の独立性および信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、解任または不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および運用状況（概要）

(1) 内部統制システムの基本方針

業務の適正を確保するための体制の整備についての決議（内部統制システムの基本方針）については、以下のとおりであります。

①業務運営の基本方針

当社では、以下の経営理念を経営の拠り所とします。

【経営理念】

会社の永遠の発展を追求し、地球環境との調和を図りながら適正な利益を確保することにより、株主、ユーザー、従業員と共に繁栄する企業を目指して持続可能な社会づくりに貢献する。

これを実現するために、当社独自の技術と心のこもったサービスでユーザーの期待に応え、誠意・創造性・迅速な対応・自然との調和をモットーに信頼される関東電化を築き上げる。

また、当社では、上記の経営理念を具体的行動に落とし込んだ以下の「行動指針」を日ごろの業務運営の指針とします。

【行動指針】

- ・お客様第一を常に考え、礼儀正しく、情熱をもって行動しよう
- ・法令、社内規程を遵守し、公明正大に行動しよう
- ・5S・PDCAを実行し、安全で働きやすい職場環境をつくりあげよう
- ・自己の研鑽と後進の育成に努め、仕事のプロフェッショナルを目指そう
- ・創造的な技術でお客様が安心して使用できる製品を創り出そう
- ・持続可能な社会づくりのため、地球環境の保全・調和に積極的に取り組もう

②取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置します。また、化学メーカーとして重要な課題である「安全・環境」関係の法令等については、それを専管する組織として、社長を議長とする「RC推進会議」を設置します。

コンプライアンスの推進については、「関東電化工業グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役員および社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導します。

当社は、相談・通報体制を設け、役員および社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、法務・総務部長、常勤監査役または社外弁護士等に通報（匿名も可）しなければならないと定めます。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行いません。取引先等外部からコンプライアンスについての通報を受けた場合の連絡体制も整備します。

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求を断固として拒絶していきます。

当社は、社長直属の内部監査室を設け、業務全般の内部監査を行っていきます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、安全・環境リスクを専管する組織として、社長が議長である「RC推進会議」を設けます。下部組織として、「安全環境保安委員会」「品質保証委員会」「物流安全委員会」を設け、担当部門が専門的な立場から、安全・衛生面、環境面、製品安全面、物流面での監査を行います。また、各工場において、労働安全衛生マネジメントシステムの認証を受け、労働安全に取り組んでいきます。

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたります。

なお、当社は、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「有事対応マニュアル」に従い、会社全体として対応します。

④財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制について、取締役会が定める財務報告の基本方針に基づき、各部門において関係する規程や業務文書等を整備するとともに、内部監査室が独立の立場からその評価を行っていきます。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、当社業務を執行する取締役・執行役員が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行います。また、取締役等をメンバーとする業務推進会議を設け、絞り込んだテーマについて、時間をかけて議論を行います。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とします。あわせて、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するため、執行役員制を採用します。

⑥取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行います。

また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応します。

⑦当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスをはじめとする内部統制方針等を当社企業グループにおいて共有化します。また、当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。あわせて、グループ共通の「関東電化工業グループ コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とします。

関連会社の経営については、関係会社管理規程に基づき、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行います。また、当社は、当社企業グループ各社に対して役員を派遣し、グループ各社の業務運営状況や内部統制状況等を確認します。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

⑨監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、意見交換を行います。また、監査役は、内部監査室等の内部監査部門および当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていきます。

当社および当社企業グループ各社の役員および社員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。また、当社および当社企業グループ各社は、その報告を行った者に対して不利益な取扱いはいりません。

常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス・リスク管理委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理します。

(2) 内部統制システムの運用状況（概要）

当社の内部統制は、内部統制システムの基本方針に従い、以下のとおり運用されています。

経営理念を経営の拠り所、行動指針を日ごろの業務運営の指針としておりますが、教育も適宜実施しています。

コンプライアンスについては、「コンプライアンス・リスク管理委員会」「RC推進会議」を定期的に開催し、内部通報の状況を含めてその内容を取締役に報告しています。

損失の危険の管理については、「RC推進会議」が中心となって、安全・環境のリスク管理を行っています。その他のリスクも含めて、リスク全体を「コンプライアンス・リスク管理委員会」が統括しています。

財務報告の適正性については、会計監査人と適切に連携しながら、内部監査室が独立の立場から評価を行っており、その結果を取締役に報告しています。

取締役の職務の執行の効率性については、執行役員制を導入するとともに、取締役会、経営会議等各種会議の目的・役割・参加メンバーを適切に設定し、効率的な業務運営を行っています。また、予算に基づき業績をトレースしています。

情報の保存管理については、社内規程に基づき、適切に対応しております。

当社企業グループ各社の経営については、業務内容を定期的に報告させるとともに、取締役会に当社役員等を派遣し業務運営の適正性を確認しております。また、監査役、内部監査室が監査等を行っています。

監査役を補助すべき使用人については、専任者はおりませんが、関係部門が連携して監査役を補助しております。

監査役の実効性確保については、監査上必要な情報は監査役に適切に提供されております。また、監査役は、内部監査室や会計監査人と情報を共有化するとともに、代表取締役と適宜意見交換しております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についての基本方針（概要）（以下「本基本方針」といいます。）

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認めております。従いまして、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者」を誰にするかは、最終的には株主の皆様のご意向が反映されるべきものと考えており、当社株券等の大規模買付行為につきましても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上の観点から、不適切または不十分なものでない限り、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付者のなかには、当社取締役会や株主に対して、当該大規模買付者が「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者」として適切か否かを判断するための十分な情報や時間を提供しない者もないとはいえません。また、大規模買付行為の目的等から見て、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすものや、株主に対して当社株券等の売却を事実上強要するもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上の観点から、不適切または不十分な者もないとはいえません。

以上より、当社取締役会は、大規模買付者に対して、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、当該買付行為を開始するよう要請しております。

(2) 本基本方針の実現に資するための企業価値向上の取組み（概要）

当社は、経営方針として、「会社の永遠の発展を追求し、地球環境との調和を図りながら適正な利益を確保することにより、株主、ユーザー、従業員と共に繁栄する企業を目指して持続可能な社会づくりに貢献する。これを実現するために、当社独自の技術と心のこもったサービスでユーザーの期待に応え、誠意・創造性・迅速な対応・自然との調和をモットーに信頼される関東電化を築き上げる。」ことを掲げております。つまり、当社は、「企業価値を高めるとともに持続可能な社会づくりに貢献する」ことを企業目標にしており、この実現のために、株主、地域社会、ユーザー、従業員等のステークホルダーの皆様と良好な関係を築くことに取り組んでおります。

また、当社の企業価値・社会的価値の源泉は、地道な研究活動から生み出される「当社独自の技術」であり、その土台は、技術を支え、新たな創造的技術を生み出す「人財」であると考えております。当社は、1938年の会社設立以来、「電解」、「フッ素化」、「塩素化」、「有機・無機合成」をコア技術として、とりわけ、高純度のフッ素を効率よく大量に発生させるフッ酸

電解技術、および、電池材料、医薬品等幅広い応用分野を持つフッ素関連技術についての知識を蓄積し、今日に至っております。

特殊ガス製品については、当社ならではのフッ素化技術を活かし、半導体・液晶などの製造に不可欠なエッチングガス、クリーニングガス、配線材料ガスなどのフッ素系ガス製品を供給しています。フッ素は、危険で取り扱いが非常に難しい物質ですが、当社は無水フッ酸を電気分解してフッ素を発生させ、それに窒素やタングステン等を反応させるなどにより、様々なフッ素系ガス製品を安定的・効率的に生産・供給しています。また、当社のコア技術でありますこの「フッ酸電解」の技術は軍事転用可能な技術でもあり、安全保障の観点から国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していくことを目的として、2020年5月8日付で施行された外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律および関連する政省令・告示において、当社は指定業種のうちのいわゆるコア業種に該当する事業を営む上場企業としてリストに掲載されています。

電池材料製品については、当社は、リチウムイオン二次電池用の高純度電解質を製造販売する国内唯一のメーカーです。世界的に地球温暖化を抑制するための環境改革が急務となる中で、日本でも2050年でのカーボンニュートラル宣言や、2030年半ばにガソリン/ディーゼルの新車販売を禁止する動きなどもあり、社会の電動化の動きが加速しています。当社は、その中核を担い、市場の拡大が見込まれるリチウムイオン二次電池用の高純度電解質を製造販売する国内唯一のメーカーです。お客様からの厳しいニーズに応える世界トップクラスの高品位な製品を供給し、リチウムイオン二次電池の高性能・長寿命化を支え、脱炭素化社会の実現に向けたサプライチェーンの重要な一翼を担っております。

今後も、人材力を高めつつ、蓄積された専門技術等を活かして「当社独自の技術」を生み出し続け、企業価値を高めるとともに持続可能な社会づくりに貢献していきたいと考えております。

(3) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（概要）

当社は、本基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上を目的として、2021年6月29日開催の株主総会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を決定し、そのなかで「大規模買付ルール」を定めております。その骨子は、①当社は、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②当社取締役会のための一定の評価期

間を確保した上で、③当社取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大規模買付者との交渉を行い、④当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて原則として株主の皆様のご意思を確認するための株主総会等を開催する手続を定め、かかる株主の皆様のご意思を確認する機会を確保するため、大規模買付者には、①から④の手続が完了するまで大規模買付行為の開始をお待ちいただくことを要請する、というものです。

(注) なお、本対応方針の詳細については、当社ホームページ(<https://www.kantodenka.co.jp/>)で公表している2021年5月14日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)に関するお知らせ」をご参照ください。

(4) 本対応方針が本基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、および当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、ならびにその理由

① 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様へ当社取締役会が対抗措置をとることの是非を、原則として株主総会等において直接的に確認した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上の観点から、不適切または不十分なものと当社取締役会が判断した場合、原則として当社株主総会等における株主の皆様のご判断に基づいて、かかる大規模買付者に対して対抗措置を講じることがあることを明記しています。このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであります。

② 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大規模買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであ

ります。

③本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針に従って行われます。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合には、原則として、株主総会等を開催して株主の判断を仰ぐこととしており、例外的に取締役会決議限りで判断を行う場合その他本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等の決定につきましては、業績の推移も勘案しながら、中長期的な事業計画に基づき、収益の向上に不可欠な設備投資資金の確保と財務体質の強化を図りつつ、適正な利益還元を行うことを基本方針としております。

また、2022年4月からスタートした中期経営計画「Dominate 1000」において、配当性向は20%を目安としております。

(注) 当期の期末配当につきましては、2023年3月期の業績および経営環境などを総合的に勘案した結果、2023年5月26日開催の取締役会にて、1株につき23円とさせていただきます。すでにお支払いしております中間配当を加えた1株当たりの年間配当金は、33円となります。なお、期末配当金の支払開始日は2023年6月30日（金）となります。

(注) 本事業報告中に記載の数字は、金額および株数については表示単位未満を切り捨て、その他比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当年度 (2023年3月31日現在)	前年度 (ご参考) (2022年3月31日現在)	科 目	当年度 (2023年3月31日現在)	前年度 (ご参考) (2022年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	72,919	61,705	流動負債	33,680	27,265
現金及び預金	22,355	26,728	支払手形及び買掛金	9,620	8,068
受取手形、売掛金及び契約資産	20,560	16,921	電子記録債務	1,022	835
電子記録債権	1,130	1,101	短期借入金	4,516	4,200
商品及び製品	7,055	5,182	1年内返済予定の長期借入金	6,914	5,886
仕掛品	9,332	4,416	リース債務	135	100
原材料及び貯蔵品	7,516	3,526	未払法人税等	2,701	2,600
その他	5,030	3,896	役員賞与引当金	134	134
貸倒引当金	△62	△68	その他	8,634	5,439
固定資産	57,842	48,196	固定負債	28,308	22,727
有形固定資産	47,404	38,221	長期借入金	25,591	20,166
建物及び構築物	10,930	8,872	リース債務	635	558
機械装置及び運搬具	19,291	11,655	繰延税金負債	36	23
土地	2,657	2,633	役員退職慰労引当金	143	137
リース資産	266	351	役員株式給付引当金	18	11
建設仮勘定	10,512	11,001	退職給付に係る負債	1,805	1,754
その他	3,745	3,707	その他	75	75
無形固定資産	676	728	負債合計	61,988	49,993
その他	676	728	(純資産の部)		
投資その他の資産	9,762	9,246	株主資本	63,157	55,122
投資有価証券	7,399	7,464	資本金	2,877	2,877
退職給付に係る資産	14	—	資本剰余金	1,859	1,829
繰延税金資産	1,404	1,165	利益剰余金	58,486	50,483
その他	950	621	自己株式	△65	△68
貸倒引当金	△7	△4	その他の包括利益累計額	4,323	3,132
			その他有価証券評価差額金	2,512	2,527
			為替換算調整勘定	1,534	413
			退職給付に係る調整累計額	275	191
			非支配株主持分	1,293	1,654
			純資産合計	68,774	59,908
資産合計	130,762	109,902	負債純資産合計	130,762	109,902

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 年 度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	前年度 (ご参考) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売 上 高	78,675	62,286
売 上 原 価	56,107	42,421
売 上 総 利 益	22,567	19,864
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	9,619	8,700
営 業 利 益	12,947	11,164
営 業 外 収 益	1,164	694
受 取 利 息	20	10
受 取 配 当 金	248	204
為 替 差 益	112	243
試 作 品 売 却 益	515	-
雑 収 入	268	235
営 業 外 費 用	432	713
支 払 利 息	318	313
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	59	84
試 作 品 売 却 損	-	204
雑 損 失	53	110
経 常 利 益	13,679	11,145
特 別 利 益	-	131
投 資 有 価 証 券 売 却 益	-	131
特 別 損 失	254	116
固 定 資 産 除 却 損	242	116
投 資 有 価 証 券 評 価 損	11	-
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	13,425	11,160
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,166	3,234
法 人 税 等 調 整 額	△244	△36
当 期 純 利 益	9,503	7,961
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	121	198
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	9,382	7,762

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日 残高	2,877	1,829	50,483	△68	55,122
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,380		△1,380
親会社株主に帰属する当期純利益			9,382		9,382
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				2	2
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		30			30
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	30	8,002	2	8,035
2023年3月31日 残高	2,877	1,859	58,486	△65	63,157

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2022年4月1日 残高	2,527	413	191	3,132	1,654	59,908
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,380
親会社株主に帰属する当期純利益						9,382
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						2
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減						30
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△14	1,121	84	1,191	△360	830
連結会計年度中の変動額合計	△14	1,121	84	1,191	△360	8,865
2023年3月31日 残高	2,512	1,534	275	4,323	1,293	68,774

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当年度 (2023年3月31日現在)	前年度 (ご参考) (2022年3月31日現在)	科 目	当年度 (2023年3月31日現在)	前年度 (ご参考) (2022年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	55,418	46,664	流動負債	27,230	23,038
現金及び預金	9,369	14,743	支払手形	67	79
受取手形	757	462	電子記録債務	1,117	881
電子記録債権	961	930	買掛金	5,260	5,165
売掛金	20,081	16,024	短期借入金	3,050	3,050
商品及び製品	4,473	3,402	1年内返済予定の長期借入金	6,440	5,418
仕掛品	8,941	4,191	リース債務	71	73
原材料及び貯蔵品	7,141	3,318	未払金	2,686	2,532
前渡金	0	1,461	未払費用	1,308	1,174
前払費用	246	203	未払法人税等	2,392	2,326
関係会社短期貸付金	144	549	デリバティブ債務	-	42
未収金	3,282	1,371	預り金	1,716	10
その他	39	23	預り金	65	55
貸倒引当金	△22	△18	設備関係支払手形	774	171
			設備関係電子記録債務	2,199	1,980
固定資産	54,848	46,745	役員賞与引当金	80	75
有形固定資産	29,878	26,200	固定負債	24,795	19,151
建物	5,491	4,860	長期借入金	22,560	17,001
構築物	2,460	2,066	リース債務	174	241
機械及び装置	13,684	10,135	退職給付引当金	2,029	1,879
車両運搬具	24	18	役員株式給付引当金	18	11
工具、器具及び備品	3,089	3,289	その他	11	18
土地	2,065	2,065	負債合計	52,025	42,190
リース資産	244	314			
建設仮勘定	2,819	3,449	(純資産の部)		
無形固定資産	493	548	株主資本	55,910	48,884
ソフトウェア	488	543	資本	2,877	2,877
その他	5	5	資本剰余金	1,524	1,524
投資その他の資産	24,475	19,996	資本準備金	1,524	1,524
投資有価証券	6,395	6,449	利益剰余金	51,575	44,551
関係会社株式	4,704	4,704	利益準備金	436	436
関係会社出資金	5,393	5,393	その他利益剰余金	51,139	44,115
関係会社長期貸付金	6,214	2,070	配当準備金	371	371
従業員長期貸付金	9	12	別途積立金	4,608	4,608
繰延税金資産	1,246	1,071	繰越利益剰余金	46,159	39,135
その他	518	298	自己株式	△65	△68
貸倒引当金	△6	△2	評価・換算差額等	2,331	2,335
			その他有価証券評価差額金	2,331	2,335
資産合計	110,267	93,410	純資産合計	58,241	51,219
			負債純資産合計	110,267	93,410

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	当 年 度 (2022年 4 月 1 日から 2023年 3 月31日まで)	前年度 (ご参考) (2021年 4 月 1 日から 2022年 3 月31日まで)
売 上 高	72,044	55,750
売 上 原 価	53,162	39,603
売 上 総 利 益	18,882	16,146
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,670	7,126
営 業 利 益	11,211	9,020
営 業 外 収 益	1,293	909
受 取 利 息	123	28
受 取 配 当 金	303	244
為 替 差 益	101	410
試 作 品 売 却 益	515	-
雑 収 入	249	225
営 業 外 費 用	288	528
支 払 利 息	177	164
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	59	119
試 作 品 売 却 損	-	204
雑 損 失	50	39
経 常 利 益	12,217	9,400
特 別 利 益	-	131
投 資 有 価 証 券 売 却 益	-	131
特 別 損 失	278	145
固 定 資 産 除 却 損	266	145
投 資 有 価 証 券 評 価 損	11	-
税 引 前 当 期 純 利 益	11,938	9,386
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,683	2,842
法 人 税 等 調 整 額	△148	△109
当 期 純 利 益	8,404	6,652

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					自己株式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計		
					配 当 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2022年4月1日 残高	2,877	1,524	1,524	436	371	4,608	39,135	44,551	△68	48,884
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△1,380	△1,380		△1,380
当期純利益							8,404	8,404		8,404
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分									2	2
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	7,023	7,023	2	7,026
2023年3月31日 残高	2,877	1,524	1,524	436	371	4,608	46,159	51,575	△65	55,910

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2022年4月1日 残高	2,335	2,335	51,219
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,380
当期純利益			8,404
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			2
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△4	△4	△4
事業年度中の変動額合計	△4	△4	7,021
2023年3月31日 残高	2,331	2,331	58,241

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

関東電化工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 野 強
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関東電化工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関東電化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

関東電化工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 野 強
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関東電化工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。
- ・監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

関東電化工業株式会社 監査役会

常勤監査役	矢	島	武	明	ⓐ
常勤監査役	林		政	友	ⓑ
監査役（社外監査役）	古	河	直	純	ⓒ
監査役（社外監査役）	池	田	健	一	ⓓ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役12名選任の件

取締役全員(11名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役12名(うち社外取締役4名)の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	はせがわ じゅんいち 長谷川 淳 一 (1958年11月11日生) 重任	2000年 1月 当社入社 2004年 7月 当社営業本部精密化学品第2部長 2007年 6月 当社執行役員営業本部精密化学品第2部長 2009年 6月 当社取締役執行役員営業本部長 2011年 1月 当社取締役執行役員営業本部長兼精密化学品第1部長 2011年 6月 当社取締役執行役員、科地克(上海)貿易有限公司董事長兼総経理 2015年 6月 当社代表取締役社長 2019年 6月 当社代表取締役社長兼事業本部長(現任) (担当：内部監査室) ■取締役候補者とした理由 長谷川淳一氏は、営業部門ならびに海外子会社における長年の経験と取締役としての経験があり、当社の経営全般に関する幅広い識見があることから取締役候補者といいたしました。	44,489株 うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数 7,089株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p style="text-align: center;">やまぐち やすなり 山口 安成 (1965年8月1日生) 重任</p>	<p>1990年4月 当社入社 2009年4月 当社渋川工場第1製造部長 2013年6月 当社経営企画部長 2015年6月 当社執行役員水島工場長 2019年6月 当社取締役執行役員渋川工場長 2019年11月 当社取締役執行役員渋川工場長兼渋川工場生産技術部長 2020年6月 当社取締役執行役員渋川工場長 2021年6月 当社取締役執行役員技術本部長 2022年6月 当社取締役常務執行役員技術本部長(現任) (担当：資材部)</p> <p>■取締役候補者とした理由 山口安成氏は、工場運営を含む技術部門ならびに経営企画部門における長年の経験と取締役としての経験があり、当社の経営全般に関する幅広い識見があることから取締役候補者としたしました。</p>	<p>10,858株 うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数 5,158株</p>
3	<p style="text-align: center;">にいみ かずき 新美 和生 (1960年9月22日生) 重任</p>	<p>1984年4月 朝日生命保険相互会社入社 2006年4月 同社財務ユニットゼネラルマネージャー 2010年4月 同社経理ユニットゼネラルマネージャー 2013年4月 同社債券運用ユニットゼネラルマネージャー 2015年4月 同社証券運用部長 2016年4月 同社主計部長 2020年4月 同社主計部担当部長 2020年6月 当社取締役執行役員(現任) (担当：経理財務部、情報システム部)</p> <p>■取締役候補者とした理由 新美和生氏は、金融機関における長年の経験と取締役としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見と経営全般に関する幅広い識見があることから取締役候補者としたしました。</p>	<p>8,622株 うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数 4,922株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	あべ ゆうき 阿部友紀 (1969年1月21日生) 重任	<p>1991年4月 当社入社 2009年6月 関東電化KOREA株式会社代表理事 2012年4月 当社営業本部精密化学品第2部長 2018年6月 当社執行役員大阪支店長 2020年6月 当社取締役執行役員事業本部副本部長兼大阪支店長 2021年1月 当社取締役執行役員事業本部副本部長兼関東電化KOREA株式会社代表理事(現任)</p> <p>■取締役候補者とした理由 阿部友紀氏は、営業部門ならびに海外子会社における長年の経験と取締役としての経験があり、当社の経営全般に関する幅広い識見があることから取締役候補者いたしました。</p>	<p>5,088株 うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数 788株</p>
5	うらもと くにひこ 浦本邦彦 (1959年8月24日生) 重任	<p>1982年4月 朝日生命保険相互会社入社 2002年12月 当社入社 2008年4月 当社人事総務部長 2011年6月 当社執行役員人事総務部長 2017年6月 当社上席執行役員法務・総務部長 2018年6月 当社常勤監査役 2021年6月 当社取締役執行役員(現任) (担当：サステナビリティ推進室、法務・総務部、人事部、業務サポート室)</p> <p>■取締役候補者とした理由 浦本邦彦氏は、当社人事および法務・総務部門における長年の経験と監査役および取締役としての経験があり、当社の経営全般に関する幅広い識見があることから取締役候補者いたしました。</p>	<p>14,347株 うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数 3,347株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	ますじま りょうじ 増島亮司 (1967年6月16日生) 重任	1992年4月 当社入社 2015年6月 当社経営企画部長 2017年6月 科地克(上海)貿易有限公司董事長兼総経理 2019年6月 当社執行役員、科地克(上海)貿易有限公司董事長兼総経理 2021年3月 当社執行役員法務・総務部長 2021年12月 当社執行役員法務・総務部長兼サステナビリティ推進室長 2022年6月 当社取締役執行役員経営企画部長(現任) (担当：経営企画部、海外事業推進部) ■取締役候補者とした理由 増島亮司氏は、経営企画部門、法務・総務部門ならびに海外子会社における長年の経験と取締役としての経験があり、当社の経営全般に関する幅広い識見があることから取締役候補者といいたしました。	3,072株 うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数 1,772株
7	たきかわ ごう 滝川剛 (1970年1月12日生) 重任	1994年4月 当社入社 2010年4月 当社水島工場第2製造部長 2020年6月 当社執行役員水島工場第2製造部長兼新製品開発本部副本部長 2021年6月 当社執行役員水島工場長兼新製品開発本部副本部長 2022年6月 当社取締役執行役員新製品開発本部長兼水島工場長(現任) ■取締役候補者とした理由 滝川剛氏は、工場運営を含む技術部門ならびに新製品開発部門における長年の経験と取締役としての経験があり、当社の経営全般に関する幅広い識見があることから取締役候補者といいたしました。	3,472株 うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数 1,772株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	やこうけんいち 八高賢一 (1969年1月11日生) 新任	1992年4月 当社入社 2009年4月 当社渋川工場生産技術部長 2013年6月 当社渋川工場第1製造部長 2017年1月 当社海外事業推進部長 2017年11月 当社海外事業推進部長兼関東電化ファインプロダクツ韓国株式会社代表理事 2020年6月 当社執行役員海外事業推進部長兼関東電化ファインプロダクツ韓国株式会社代表理事 2023年4月 当社執行役員関東電化ファインプロダクツ韓国株式会社代表理事(現任) ■取締役候補者とした理由 八高賢一氏は、工場経営を含む技術部門ならびに海外子会社における長年の経験があり、当社の経営全般に関する幅広い識見があることから取締役候補者といいたしました。	0株
9	まついひでき 松井秀樹 (1962年7月9日生) 重任 社外	1987年4月 弁護士登録 1987年4月 丸の内総合法律事務所入所 2006年10月 株式会社カネボウ化粧品社外監査役 2011年9月 丸の内総合法律事務所共同代表弁護士(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任) ■重要な兼職の状況 丸の内総合法律事務所共同代表弁護士 ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 松井秀樹氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、同氏は弁護士として企業法務に長く携わっており、豊富な経験と幅広い識見を当社の経営に活かしていただくことを期待して社外取締役候補者といいたしました。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10	すぎやま まさはる 杉山 正治 (1954年6月20日生) 重任 社外	1979年11月 監査法人第一監査事務所(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1983年8月 公認会計士登録 2002年5月 同監査法人代表社員(現シニアパートナー) 2008年8月 同監査法人社員評議会評議委員 2010年8月 同監査法人監査委員 2013年8月 同監査法人監査委員長 2014年8月 同監査法人社員評議会副議長 2016年6月 当社社外取締役(現任) ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 杉山正治氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、同氏は公認会計士として企業会計に長く携わっており、豊富な経験と幅広い識見を当社の経営に活かしていただくことを期待して社外取締役候補者いたしました。	0株
11	はぶか ひとし 羽深 等 (1957年3月25日生) 重任 社外	1981年4月 信越化学工業株式会社入社 2000年3月 同社退社 2000年4月 横浜国立大学(現国立大学法人横浜国立大学)工学部物質工学科 助教授 2002年4月 同大学大学院工学研究院 機能の創生部門 教授 2017年4月 同大学理工学部副学部長 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2022年4月 国立大学法人横浜国立大学名誉教授(現任) 同大学大学院工学研究院非常勤教員(現任) ■重要な兼職の状況 国立大学法人横浜国立大学名誉教授 国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院非常勤教員 ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 羽深 等氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、信越化学工業(株)での勤務ならびに他社における技術顧問や客員研究員等の経験があります。また、研究開発に長く携わっており、豊富な経験と幅広い識見を当社の経営に活かしていただくことを期待して社外取締役候補者いたしました。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
12	かりや 假屋 ゆう子 (1960年4月15日生) 重任 社外	<p>1983年4月 鳥居薬品株式会社入社 2012年6月 同社執行役員信頼性保証本部長、医薬品等総括製造販売責任者 2013年6月 同社取締役信頼性保証本部長 2020年3月 同社常勤顧問 2021年3月 同社退社 2022年6月 当社社外取締役(現任) 日本金属株式会社社外取締役(現任)</p> <p>■重要な兼職の状況 日本金属株式会社社外取締役</p> <p>■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 假屋ゆう子氏は、取締役として薬品メーカーの経営に長く携わっており、豊富な経験と品質保証を含む幅広い識見を当社の経営に活かしていただくことを期待して社外取締役候補者いたしました。</p>	0株

- (注) 1. 所有する当社の株式の数には、株式報酬制度に基づく交付予定株式が含まれます。
2. 松井秀樹、杉山正治、羽深 等、假屋ゆう子の各氏は、社外取締役候補者であります。また、各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 松井秀樹氏は、当社が法律顧問契約を締結している「丸の内総合法律事務所」に所属しており、当社は同事務所に対し、弁護士報酬の支払いをしておりますが、その額は2023年3月期で3百万円程度であり、当社および同事務所のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるものではありません。
4. 杉山正治氏は、当社の会計監査人である「EY新日本有限責任監査法人」に所属していましたが、2016年6月で同監査法人を退社しております。当社は同監査法人に対し、監査報酬等の支払いをしておりますが、その額は2023年3月期で37百万円程度であり、当社および同監査法人のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるものではありません。なお、同氏は当社の監査を担当したことはありません。
5. 当社は、松井秀樹、杉山正治、羽深 等、假屋ゆう子の各氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外取締役の責任を限定する契約を締結しておりますが、各氏が社外取締役に選任され就任した場合、引き続き同様の契約を継続する予定です。
6. 当社は、当社および当社子会社（当社が全株式を保有している子会社を除く）の取締役および監査役を被保険者として以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年10月に更新をする予定です。現任の取締役である候補者は、同保険の被保険者に含まれており、各候補者が選任され、就任した場合には、いずれも同保険の被保険者に含まれることとなります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。
- ② 保険料は全額当社負担しております。
7. 社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、松井秀樹氏が8年、杉山正治氏が7年、羽深 等氏が4年、假屋ゆう子氏が1年となります。

【ご参考】取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

取締役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

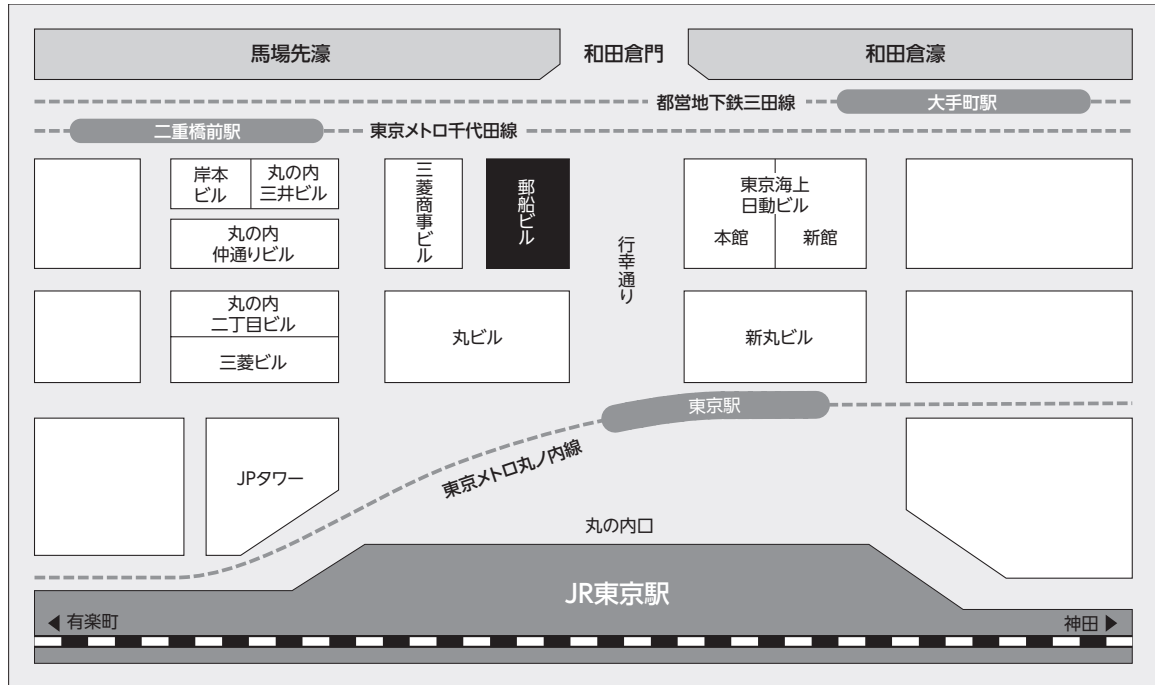
専門性と経験							
氏名	企業経営・ 経営戦略	国際性	営業・ マーケティング	技術・ 研究開発	サステナ ビリティ	財務・ 会計	法務・ リスク管理
長谷川 淳一	●	●	●		●		
山口 安成	●			●	●		
新美 和生	●					●	
阿部 友紀	●	●	●				
浦本 邦彦	●				●	●	●
増島 亮司	●	●			●		●
滝川 剛	●			●			
八高 賢一	●	●		●			
松井 秀樹							●
杉山 正治						●	
羽深 等				●			
假屋 ゆう子	●			●			

※上記一覧表は、各氏の有するすべての専門性、経験を表すものではありません。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
郵船ビルディング5階（当社本店会議室）
電話（代表）：03-4236-8801



- ・交通 JR各線・東京メトロ丸ノ内線「東京駅」M4出口（徒歩2分）
東京メトロ千代田線「二重橋前駅」7番出口（徒歩1分）
都営三田線「大手町駅」7番出口（徒歩1分）